げんき訪問看護ステーション

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関するお知らせ

当ステーションでは、オンライン請求・オンライン資格確認を行う体制を有しており、 医療 DX を通じて質の高い訪問看護ができるよう取り組んでおります。 オンライン資格確認によって得た診療情報等(薬剤情報、手術情報、特定健診情報)を 看護師等(准看護師を除く)が訪問看護時に確認できる体制を整備し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。 これにより 2024 年診療報酬改定により新設された訪問看護医療 DX 情報活用加算として 定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算

当加算に関係する施設基準は以下の通りです。

- 1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する 命令 (平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を 行っていること。
- 2. 健康保険法第3条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報 を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの 見やすい場所に掲示していること。
- 4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

以上